

平成21年9月18日  
警 察 本 部

## 警察職員に対する懲戒処分等について

### 1 被処分者の所属等

酒田警察署地域課 巡査部長 59歳 男性

### 2 処分月日及び処分内容

平成21年9月17日 停職6月

### 3 処分の理由

被処分者は、8月25日午前6時45分頃から午前7時10分頃までの間、自宅駐在所から酒田警察署まで、酒気(0.15 mg/l以上)を帯びて、普通乗用自動車(ミニパト)を運転したものの。

### 4 参考

8月25日午前4時51分頃、酒田市内で民家等10棟が燃える火災が発生したことから、酒田警察署では全署員に対し、非常召集をかけた。被処分者は、同日午前6時40分ころ、召集の連絡を受けた。

同人は、前日に飲酒をしていたが、午前5時頃に起床して、犬を散歩させ、午前6時頃に帰宅して、シャワーを浴びたりしていたことから、酔いが多少残っているとの自覚はあったものの、普通乗用自動車(ミニパト)を運転して酒田警察署に応召した。

### ※ 監督責任

酒田警察署長	「本部長訓戒」
酒田警察署副署長	「所属長訓戒」
酒田警察署地域交通官	「所属長訓戒」
酒田警察署地域課長	「本部長訓戒」
酒田警察署警備課長	「本部長注意」